

令和7年8月21日

赤穂市病院事業

管理者 高 原 秀 典 様

赤穂市民病院経営改善検証委員会

委員長 谷 田 一 久

赤穂市民病院経営改善検証委員会報告書（令和7年度第1回）

令和7年度第1回赤穂市民病院経営改善検証委員会を開催したので、赤穂市民病院経営改善検証委員会設置要綱第2条の規定に基づき、次のとおり報告する。

記

- 1 日 時 令和7年7月7日（月）
午後2時30分から午後4時40分まで
- 2 場 所 神戸市教育会館 501会議室
- 3 出席委員 酒井康行、作田哲也、谷田一久、増田嘉文、渡代昌孝
- 4 議事内容

(1) 協議事項

ア 令和6年度の決算（見込）及び取組について

- (ア) 前年度に引き続き、市民への利用の拡大に取り組んできた。具体的には、地域包括ケア病棟の利用促進、救急医療の維持確保、地域医療機関との連携強化及び地域住民サービスや情報発信の充実などの取組は、市民病院の基軸となる機能の発揮として高く評価しうるものである。
- (イ) しかしながら、円安や人手不足に起因する諸物価の高騰、人事院勧告による給与アップなど、国の政策に起因するコスト・アップの影響や油断できない感染症への対応の継続といった収益機会を制限する要因も重なる構造的に経営が圧迫される状況となっている。
- (ウ) 市民病院としての機能を発揮しつつ経営収支を改善しようとする取組については一定の評価がなされたものの、上記（イ）のごとき構造的要因については計画策定時には想定されていなかったものもあり、当院の計画の未達は、全国の公立病院と比較して当然の結果であると評価する。
- (エ) 一般会計からの追加繰入もあることから、上記のごとき構造的問題によるコスト・アップの特定と診療事業と政策事業とを切り分ける収支計算の仕組みを構築し、市、市議会、市民への説明する力をつけることが急がれる。

イ 令和7年度の取組及び経営改善目標について

- (ア) 上記アの状況から、令和7年度以降も経営改善目標及び経営強化プランの収支計画に到達しないことが見込まれ、各種指標のなかには更なる悪化が懸念されるものも想定される。
- (イ) 経営改善のためには、病院の努力によって（責任において）改善を見込め

る領域を明確にし、その領域に対して改善活動を積極的に行うべく外部アドバイザーの検討も一つの方法であることが示された。また、地域に求められる医療提供体制を再考して、それに適合した公立病院としての役割、機能及び規模を再設計する必要があることも指摘された。

- (ウ) その際、地域医療構想や診療報酬体系に振り回されることなく、赤穂市の行政施策の実施主体として、さらには、国民健康保険の事業主体である市の機関として、経営の基軸となる医療機能を再定義し、将来にわたって赤穂市の医療提供体制が持続可能とするインフラであることを確認する必要があるものとする。

ウ その他

経営形態の検討については、現在の市の財政状況のみを考慮したものではなく、市のインフラとして地域の医療提供体制における公立（市立）病院の役割から、将来にわたって最も合理的であると評価される経営形態を検討することの必要性も示された。